

大田原市建築物耐震改修促進計画（三期計画）の概要

第1 基本方針

○計画の目的

- ・本計画は、耐震改修促進法に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進することにより、市民の生命や財産を保護することを目的とします。

○計画期間

- ・令和3年度から令和7年度までの5年間

○対象とする建築物

- ・住宅、多数の者が利用する建築物、防災上重要な市有建築物

第2 建築物の耐震化の目標

○現状と課題

- ・耐震化の対象となる住宅所有者の高齢化・単世帯化等個別事情により、改修や建替えによる耐震化が進んでいません。
- ・建築物の耐震化推進に加えて、危険ブロック塀等の対策も引き続き行っていく必要があります。

○耐震化率の目標

種 別	令和2年度末 目標	令和2年度末 実績	令和7年度末 目標
住 宅	95%	86.7%	95%
多数の者が利用する建築物	95%	88.2%	おおむね解消
防災上重要な市有建築物	95%	92.8%	100%

[目標設定の考え方]

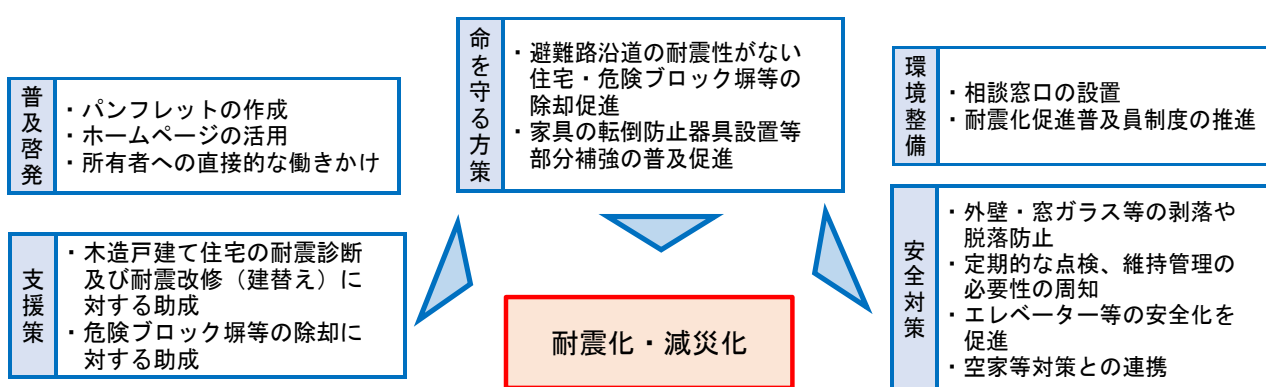
- ・国の基本方針及び県耐震化促進計画を踏まえ目標を設定しています。

第3 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

○基本的な取組

- ・耐震化に係る費用負担を軽減するため、助成による支援を行います。
- ・耐震性が不足する住宅や危険ブロック塀等の除却の促進など安全の向上に努めます。
- ・部分改修等の簡易改修による減災化に取り組みます。

○耐震化促進のための施策



第4 計画の推進

○推進体制

- ・国、県、市及び住宅等所有者は適切な役割分担のもと、住宅・建築物の耐震化を推進します。

○法に基づく指導・助言等

- ・耐震改修促進法に基づき耐震化が必要と認められる建築物に対し指導、助言を行います。